

## With コロナに向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する 指定都市市長会要請（案）

資料 1

新型コロナウイルス感染症は、世界的に減少傾向にあり、我が国においても行動制限や入国制限が緩和・撤廃されるなど、コロナ禍前の日常に戻りつつある。

一方で、未だ収束は見通せず、この冬は、季節性インフルエンザがオーストラリア等のように流行することや、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されているところである。

このような中、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日政府対策本部決定）に基づく感染拡大防止と社会経済活動の両立を一層強固にするための取組を進めるためには、国民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、With コロナに向けたロードマップをわかりやすく示す必要がある。

これまで指定都市市長会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく道府県知事の権限・財源や、ワクチン流通等の調整に関する権限の希望する指定都市の市長への移譲、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付などについて、繰り返し要請・提案を行ってきた。

指定都市は再度の感染拡大に備え、引き続き、感染症危機に対峙する最前線の地方自治体として感染症危機に備えながら、With コロナに向け、国や道府県、関係機関・団体等と緊密に連携して、社会経済活動の活性化にも全力で取り組んでいく所存である。

そこで、繰り返し行ってきた要請・提案の実現に加え、With コロナに向けた新型コロナウイルス感染症対策に関して、指定都市市長会として以下のとおり要請する。

### 1 実効性のある出口戦略の早急な提示

これまでの新型コロナウイルス感染症対策で得られた科学的根拠や専門家等の所見に基づき、感染拡大防止と社会経済活動が整合した療養期間の考え方や、感染症法上の取り扱い等、抜本的な対策の見直しを行うとともに、各圏域の社会経済活動の中心部において最前線で感染症対策を担う指定都市の意見を十分に踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動が両立する出口戦略について、具体的なロードマップとともに早急に提示すること。また、効率的・安定的・広域的な保健医療提供体制の整備に向けては、国と地方自治体、医療機関と高齢者施設等の適切な役割分担に沿った体制となるよう留意し強化を図るとともに、その体制整備に必要な財政支援を講ずるなど実効性を担保すること。

### 2 基本的な感染防止対策の徹底等

With コロナにおいては、行動制限によらない自主的な防疫行動が特に重要となることから、科学的知見等のエビデンスに基づき、3つの密の回避やマスク着用の考え方、手指消毒、換気等の基本的な感染防止対策の徹底を国民等に分かりやすく呼び掛けること。また、全数届出の見直し等により、保健所からのプッシュ型の健康観察等の対象外となる感染者が増えていくことから、療養時の過ごし方はもとより、各家庭におけ

る感染に備えた解熱剤等の医薬品や食料品等の備蓄について、地方自治体と連携して広く呼び掛けること。

### 3 季節性インフルエンザとの同時流行への対応

国内でも例年より早い時期に季節性インフルエンザが流行することも懸念されることから、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も想定し、保健医療体制の強化・重点化を進めていくことに加え、検査体制の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットが必要な市民に行きわたるよう安定的な供給を維持することはもとより、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを同時に検出できる抗原定性検査キットを十分に確保し、大都市に対しても確実に供給できる体制を整えること。

### 4 ワクチン・治療薬の確保等

国において十分な量のワクチンや経口薬の供給量を確保するとともに、将来にわたり安定的な供給を可能とするため、特に国産ワクチンの研究開発・生産体制への支援等について、引き続き強力で推進すること。また、これまでのワクチン接種の実施においては、国の方針決定から相応な準備時間が必要であるにもかかわらず、地方自治体に対して短期間での早期開始を求めており、今後、制度改正や変更、実施、終期等の設定等を行う場合には、必ず十分な準備期間を確保すること。

さらに、これまでも接種間隔や接種対象者などの変更にあたって、国から地方自治体への情報提供が後手に回った結果、市民が混乱し、医療現場に負担をかける状況が生じたほか、地方自治体の準備事務の負担増や非効率にもつながったことから、接種間隔や対象者などの基本的な方針について、やむを得ず変更を行う場合には、具体的な情報をできるだけ早い時期に提供すること。

### 5 With コロナに対応した財政措置の実施

引き続き、地方自治体が感染防止対策や生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付などにより地域の実情に応じて必要とされる額の財政措置を確実に行うとともに、交付金の翌年度への繰越を認めるなど、柔軟かつ効果的な運用を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症による影響のほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、長期間にわたって市民生活や地域経済に大きな影響が生じている状況や、地方自治体の内部管理経費が増大している状況を踏まえ、令和5年度の財政措置についても確実に講ずること。

なお、交付金等の算定にあたっては、人口や経済活動の集積などにより生じる大都市の財政需要に十分配慮すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会